

(127) 保育料（保育所等）の負担軽減

対象年齢	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
	○				

子育て家庭の負担軽減を図るため、大阪市独自に財源を拠出し、国が定める保育料徴収基準額よりも安く保育料を設定します。

【こども青少年局】

(128) 実費徴収に係る補足給付事業

対象年齢	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
	○				

幼稚園・保育所等で使用する日用品・文房具等の購入に要する費用、遠足等の行事への参加に要する費用等については、市の定める保育料とは別に、各施設等が実費徴収を行います。生活保護世帯等のこどもの保護者を対象に費用の一部を給付します。また、子ども・子育て支援新制度未移行の幼稚園に通う年収 360 万円未満相当の世帯及び全所得階層の第3子以降のこどもを対象に、給食費として徴収する費用のうち「副食費相当分」を月額 4,500 円まで無償化します。

【こども青少年局】

(129) 教育費等の負担軽減

対象年齢	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
		○	○		

経済的な理由により大阪市立小・中学校への就学が困難な児童生徒の就学を確保し、教育の機会均等を保障するため、児童生徒の保護者に対して、学用品費、校外活動費、修学旅行費、学校給食費等の援助を実施します。（就学援助費）

また、高等学校又は高等専門学校に在学する生徒で、経済的理由により修学が困難な者（市民税非課税世帯。ただし、生活保護世帯を除く）に対し、大阪市奨学費を支給します。（奨学費）

【教育委員会事務局】

再掲（6）幼児教育・保育の無償化 ⇒ 63 ページに掲載

再掲（237）地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援事業
⇒ 63 ページに掲載

再掲（57）塾代助成事業 ⇒ 85 ページに掲載

再掲（109）こども医療費助成制度 ⇒ 108 ページに掲載